

愛媛県議会基本条例の一部を改正する条例

愛媛県議会基本条例（平成23年愛媛県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 議会運営（第7条—<u>第10条</u>）</p> <p>第4章 県民との関係（<u>第11条—第15条</u>）</p> <p>第5章 知事等との関係（<u>第16条—第21条</u>）</p> <p>第6章 議会改革（<u>第22条・第23条</u>）</p> <p>第7章 議員の政治倫理（<u>第24条・第25条</u>）</p> <p>第8章 議会事務局等（<u>第26条・第27条</u>）</p> <p>第9章 補則（<u>第28条・第29条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第9条 省略</p> <p><u>（大規模災害その他の緊急事態への対応）</u></p> <p><u>第10条 議会は、大規模災害その他の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確に状況の把握その他の調査活動を行うとともに、議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 議会は、前項の対応を行うための体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>第11条</u> 省略</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> <p><u>第13条</u> 省略</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 議会運営（第7条—<u>第9条</u>）</p> <p>第4章 県民との関係（<u>第10条—第14条</u>）</p> <p>第5章 知事等との関係（<u>第15条—第19条</u>）</p> <p>第6章 議会改革（<u>第20条・第21条</u>）</p> <p>第7章 議員の政治倫理（<u>第22条・第23条</u>）</p> <p>第8章 議会事務局等（<u>第24条・第25条</u>）</p> <p>第9章 補則（<u>第26条・第27条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第9条 省略</p> <p><u>第10条</u> 省略</p> <p><u>第11条</u> 省略</p> <p><u>第12条</u> 省略</p>

第14条 省略  
第15条 省略  
第16条 省略  
第17条 省略  
第18条 省略  
第19条 省略  
第20条 省略

(大規模災害その他の緊急事態における情報提供等)

第21条 議会は、大規模災害その他の緊急事態の発生に際し、必要に応じ、知事等に対する情報提供、提言等を行うものとする。

第22条 省略  
第23条 省略  
第24条 省略  
第25条 省略  
第26条 省略  
第27条 省略  
第28条 省略  
第29条 省略

第13条 省略  
第14条 省略  
第15条 省略  
第16条 省略  
第17条 省略  
第18条 省略  
第19条 省略

第20条 省略  
第21条 省略  
第22条 省略  
第23条 省略  
第24条 省略  
第25条 省略  
第26条 省略  
第27条 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議 案 説 明

議会における大規模災害その他の緊急事態への対応について定めるため、この条例の一部を改正しようとするものである。